

社団法人日本広報協会 全国広報コンクール実施規程

1 趣旨

地方自治体等の広報活動の向上に資するため、各種広報作品についてコンクールを行い、優秀な作品を表彰する。

2 主催

社団法人日本広報協会

3 後援 ※予定

内閣府 総務省 読売新聞社

4 協力 ※予定

全国知事会 全国市長会 全国町村会

5 コンクール対象媒体・部門

(1) 広報紙

- ① 都道府県・政令指定都市部
- ② 市部
- ③ 町村部

※自治体以外の会員団体については、その広報対象域によって、①から③の部門に振り分ける。

(2) ウェブサイト

- ① 都道府県・政令指定都市部
- ② 市部
- ③ 町村部

※自治体以外の会員団体については、その広報対象域によって、①から③の部門に振り分ける。

(3) 広報写真

(政令指定都市、市町村、自治体以外の会員団体)

- ① 一枚写真
- ② 組み写真

(4) 映像

(政令指定都市、市町村、自治体以外の会員団体)

(5) 広報企画

(都道府県、政令指定都市、市町村、自治体以外の会員団体)

6 広報作品の募集

都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて募集する。

(1) 広報紙

- ①都道府県の作品については、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて直接主催者へ推薦する。応募点数は、1点とする。
- ②政令指定都市の作品については、政令指定都市が自薦したものを都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が主催者へ推薦する。応募点数は、応募

団体につき1点とする。政令指定都市が都道府県内に複数ある場合は、複数の団体から自薦があったものは、すべて推薦することができる。

- ③市町村の作品については都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が選考し、「② 市部」「③ 町村部」あわせて2点以内を選び推薦する。例えば、当該都道府県での優秀作品の都合上「市部」1点・「町村部」1点でも、「市部」2点でも、「町村部」2点でも構わない。

(2) ウェブサイト

応募点数は、都道府県、政令指定都市、市町村それぞれ応募団体につき1点とする。それぞれ自薦したものを都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が主催者へ推薦する。

(3) 広報写真

①政令指定都市、市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が選考し、主催者に推薦する。

②「① 一枚写真」「② 組み写真」あわせて2点以内を選び推薦する。

③応募点数は、同部門では応募団体につき1点とする。例えば、「① 一枚写真」を2点推薦する場合（「② 組み写真」の推薦は無し）は、A市の作品を2点推薦することはできない。一方、「① 一枚写真」「② 組み写真」をそれぞれ1点ずつ推薦する場合は、部門が異なるため、同じ応募団体でも構わない。つまり、「① 一枚写真」「② 組み写真」ともにB町の作品を推薦することはできる。

(4) 映像

①政令指定都市、市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が選考し、主催者に推薦する。応募点数は、1点とする。

(5) 広報企画

応募点数は、都道府県、政令指定都市、市町村それぞれ応募団体につき1点とする。それぞれ自薦したものを都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が主催者へ推薦する。

(6) 各部門の自治体以外の会員団体の作品については、直接主催者へ応募することとする。ただし、各部門1点とする。

7 推薦先

社団法人日本広報協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 Phone 03-5367-1701

8 賞の種類および審査

(1) 賞の種類

- ① 内閣総理大臣賞 1点（特選の中から最も優秀な作品）
② 総務大臣賞（特選） 広報企画を除く、各部門ごとに1点。ただし、内閣総理大臣賞受賞作品を除く
③ 読売新聞社賞 各部門ごとに1点
④ 日本広報協会会長賞（入選）各部門ごとに数点

（注）①～③については副賞を贈呈する。

(2) 審査

応募された作品は、次に掲げる審査委員会の審査を経て入選等を決定する。

- ① 部門別審査委員会（日本広報協会が委嘱した専門委員で構成）

ア. 各部門ごとに入選作品を選定する。

イ. 入選作品数は、各部門ごとに応募作品の20%以下とする。

ウ. 入選作品については、入選順位を三席まで決定し、そのほかは順位を付けず、

すべて入選とする（ただし、ウェブサイト、広報企画部門については、従来通り入選順位は付けずにすべて入選とする）。

- ② 総合審査委員会（内閣府、総務省、読売新聞社、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本広報協会、部門別代表審査委員で構成）
 - ア．部門別審査委員会で選ばれた入選作品について承認する。
 - イ．都道府県および市町村の最優秀作品は特選として、総務大臣賞に選定する。
 - ウ．イの中から1点を内閣総理大臣賞に選定する。
 - エ．各部門の入選作品の中から部門ごとに1点を読売新聞社賞に選定する。
 - オ．各部門の入選作品を、日本広報協会会長賞に選定する。

9 審査のポイント 別紙

10 発表

審査結果は、都道府県広報広聴主管課（または日本広報協会支部等）及び応募のあった自治体以外の会員団体に通知するとともに、日本広報協会ウェブサイト、月刊「広報」、読売新聞、読売新聞ウェブサイトに掲載して、発表する。

11 表彰

表彰は、全国広報広聴研究大会において行う。

附則

- 1 この実施規程は平成23年10月1日から施行する。
- 2 社団法人日本広報協会全国広報コンクール実施規程（平成22年10月1日）は廃止する。